

協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第3条第4項の考え方

平成23年2月1日

- 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第3条第4項（平成23年4月1日施行）に規定する「重要な事項」の説明に係る考え方は、以下のとおりです。

1. 債券一般について

Q：債券の販売に当たっての重要な事項には何がありますか。

A：個人投資家に債券を販売するに当たっては、募集・売出時における目論見書による説明及び本協会規則に基づく知識の啓蒙（注1）等に加え、債券投資の参考情報（価格情報）の入手方法について、当該事項を記載した書面を交付する等の方法により、個人投資家に説明する必要があると考えられます。

なお、具体的な説明事項としては、次の内容が考えられます。

（注1）本協会規則に基づく知識の啓蒙とは、次の条文が該当します。

- ・公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則第14条第2号
- ・外国証券の取引に関する規則第12条第2号

（注2）当該事項を記載した書面を交付する等の方法としては、本件に係る説明事項のみを記載した書面を用いる方法のほか、上記協会規則に基づく知識の啓蒙に用いるリーフレットに当該内容を記載し交付する方法や、外国債券については外国証券情報に記載して交付する方法など、様々な方法が考えられます。（外国債券については、「当社において販売いたしました外国債券の価格情報の状況等につきましては、当社にお問い合わせください。」旨の記載内容になる場合が多いと考えられます。）

〈価格情報の入手方法を記載した書面（例）〉

国内債券用

債券投資の参考情報の入手方法について

日本証券業協会では、投資者の皆様が公社債の店頭取引を行う際の参考情報として「売買参考統計値」及び「個人向け社債等の店頭気配情報」を原則として毎営業日発表しております。これらの情報は、インターネット（日本

証券業協会のホームページ <http://www.jsda.or.jp/>) や一部の新聞等においてもご覧になれます。

また、当社の店頭においても、これらの価格情報のほか、証券取引所における約定価格（又は最終気配）をお問い合わせいただけます。

2. 店頭デリバティブ取引等について

Q：店頭デリバティブ取引等（定款第3条第5号に規定する店頭デリバティブ取引等をいい、有価証券関連デリバティブ取引等「CFD取引に関する規則」第3条第1号イ、ハ及びニの要件すべてに該当する取引並びに金商業等府令第116条第1項第3号イ又はロに規定する取引を除く。）及び特定店頭デリバティブ取引等に限る。以下2.において同じ。）の契約における「重要な事項」には、何がありますか。

A：顧客（特定投資家を除く。）と店頭デリバティブ取引等を行う場合には、契約締結前交付書面に記載されているリスク、手数料等の他、例えば、特に次の事項が挙げられます。

店頭デリバティブ取引等の対象となる金融指標等の水準等（必要に応じてボラティリティの水準を含む。以下同じ。）に関する最悪シナリオ（過去のストレス時のデータ等合理的な前提を踏まえたもの。以下同じ。）を想定した想定損失額（試算額）

①で想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失額が拡大する可能性があること（どのような場合になるのかの説明を含む）

原則として中途解約できないものである場合にはその旨

中途解約すると解約清算金が発生する場合にはその旨及びその解約清算金（試算額）の内容（金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した解約清算金（試算額）及びその解約清算金（試算額）を超える可能性がある場合にはその旨を含む。）

勧誘した店頭デリバティブ取引等に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではない旨（顧客（個人を除く。）と融資取引を行っている場合に限る。）

3. 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債について

Q：店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の販売に当たっての「重要な事項」には、何がありますか。

A：顧客（特定投資家を除く。）に（店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組

債)を販売する場合には、契約締結前交付書面に記載されているリスク、手数料等の他、例えば、特に次の事項が挙げられます。

仕組債の対象となる金融指標等の水準等(必要に応じてボラティリティの水準を含む。以下同じ。)に関する最悪シナリオ(過去のストレス時のデータ等合理的な前提を踏まえたもの。以下同じ。)を想定した想定損失額(試算額)

①で想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失額が拡大する可能性があること(どのような場合になるのかの説明を含む。)

中途売却する場合における売却額(試算額)の内容(金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した中途売却額(試算額)及び実際に中途売却する場合には、試算した売却額より下回る可能性がある旨を含む。)

勧誘した店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債に係る取引に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではない旨(顧客(個人を除く。)と融資取引を行っている場合に限る。))

4. EBについて

Q1：EBの販売に当たっての重要な事項には何がありますか。

A：EBの販売に当たって、顧客に対し説明すべきEBの商品性に係る重要な事項としては、上記3の他、次の事項が挙げられます

(注)日経平均リンク債など株式市場の相場により償還条件が決まるものについても、同様の事項が顧客に対し説明すべき商品性に係る重要な事項と考えられます。

1. EBの商品内容

- ・EBは、主に、対象銘柄に係るオプションを内包している商品であり、将来の対象銘柄の株価の動向によっては、債券というよりは対象銘柄を現物で購入するのと同様の経済効果を持つことについて十分な説明を行う必要があります。
- ・当初価格(発行条件設定の基礎となった対象銘柄の価格又は当該価格に準ずるものとして各社において定める価格をいう。)、権利行使価格、利率、償還期限等について十分な説明を行う必要があります。
- ・他社株への転換に係る事項(権利行使価格と勧誘時における対象銘柄の株価の水準(勧誘時の株価、前場の終値、前営業日の終値等をいう。以下同じ。)の乖離幅、ロックイン条項その他の権利行使に係る特約等)について十分な説明を行う必要があります。
- ・投資判断時の対象銘柄の株価水準によってはEBに係る発行条件が当初価格の決定時点と比較して顧客にとって不利なものとなること及び当初価格と勧誘時における対象銘柄の株価の水準との乖離幅について

十分な説明を行う必要があります。

2. E Bのリスク等

- ・金融商品販売法に基づく重要事項の説明はもちろんですが、株式で償還する場合、そのときの株価によっては実質的な償還金額が投資元本を下回るリスクがあることについて十分な説明を行う必要があります。
- ・E Bの投資効果について、将来の対象銘柄の株価の変動が与える影響をグラフを利用するなどにより顧客が理解しやすいような方法で説明を行う必要があります。その際、E Bは、対象銘柄を現物で購入する場合と同様に、対象銘柄の株価の下落に伴い損失も拡大するリスクがあることについて十分な説明を行う必要があります。

3. その他

- ・利息、償還差損益等に係る税務上の取扱い及び中途換金に関する事項等について説明を行う必要があります。

(注1) 上記の事項は、一般的なE Bの重要な事項についての考え方を示したものです。したがって、E Bの商品性等によっては上記以外の事項についても説明が必要となることがあります。

(注2) 募集・売出しによりE Bを販売する場合には、上記の事項を含め、目論見書の内容に沿った説明を行うこととなります。

Q 2 : Q 1 のほか、募集・売出期間経過後のE Bの販売に当たっての重要な事項には何がありますか。

A : 社内ルール等(注)に基づいて算出した適正な取引価格を提示し、取引しなければなりません。それに加えて、上記の重要な事項を十分に説明する必要があります。

(注)「公社債店頭取引における公正性確保のためのガイドライン」及び「外国株券等及び外国債券の国内店頭取引における公正性確保のためのガイドライン」を参照してください。

【その他の関連Q&A】

Q : 上記のほか、今後のE Bの取扱いに関して注意すべき事項はありますか。

A : E Bに係る償還条件決定の際の対象株式の売買に当たっては、作為的な相場形成等の法令に抵触することのないよう注意しなければなりません。

5. 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託について

Q : 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の販売に当たっての「重要

な事項」には、何がありますか。

A：顧客（特定投資家を除く。）に店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託を販売する場合には、目論見書に記載されているリスク、手数料等の他、例えば、特に次の事項が挙げられます。

店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の対象となる金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した想定損失額（試算額）

①で想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失額が拡大する可能性があること（どのような場合になるのかの説明を含む。）

中途売却する場合における中途売却額（試算額）の内容（金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した中途売却額（試算額）及び実際に中途売却する場合には、試算した売却額より下回る可能性がある旨を含む。）

勧誘した店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の取引に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではない旨（顧客（個人を除く。）と融資取引を行っている場合に限る。）

6. レバレッジをかけることを運用方針としている投資信託について

Q：レバレッジをかけることを運用方針としている投資信託（取引所金融商品市場に上場されているもの又は5. に該当するものを除く。以下6. において同じ。）の販売に当たっての「重要な事項」には、何がありますか。

A：顧客（特定投資家を除く。）にレバレッジをかけることを運用方針としている投資信託を販売する場合には、他の投資信託と同じく、目論見書に記載されているファンドの目的・特色、リスクや手数料等を説明します。さらに、特に次の事項について説明を行うことが考えられます。

なお、説明に当たっては、顧客の理解を十分に得るように行うことが大切であることから、理解を得たことを確認するために、例えば、確認書の受け入れを行うなども考えられます。

対象となる指数に対して一定倍率での投資効果を目指して運用されるため、対象となる指数が下落した場合、当該指数に比べて大きな損失が生じる可能性があること。

当該投資信託がブル・ベア型である場合は、ベア型については、対象となる指数に対して一定倍率反対となる投資効果を目指して運用されるため、対象となる指数が上昇した場合に、当該指数に比べて大きな損失が生じる可能性があること。

7. 同一外貨建商品間の乗換えについて

Q：同一外貨建商品間の乗換え勧誘に当たっての重要な事項には何がありますか。

A：商品に関する一般的な説明に加え、同一外貨建商品間の乗換え（売買）に関し、外貨決済が可能な場合にはその旨を十分に説明し、また、外貨決済が可能であるにもかかわらず顧客の指示等により円貨により決済を行う場合には、円貨に一旦換算することにより、為替換算に係る往復の費用を顧客が負担することとなる旨を十分に説明する必要があります。

さらに、当社において当該外貨について外貨決済の取扱いを行っていない場合には、決済が円貨により行われる旨を顧客に十分に説明する必要があります。

（注1）同一外貨建商品間の乗換え勧誘には、債券と投資信託の乗換え勧誘のように異なる種類の有価証券間の乗換えも含まれます。

（注2）同一外貨建商品間の乗換えについては、平成12年3月29日付会員通知（日証協（会規）11第50号）「証券投資信託及び外貨建商品の乗換え時における不適正な投資勧誘について」及び同日付会員通知（日証協（会規）11第51号）「証券投資信託及び外貨建商品の乗換え時における不適正な投資勧誘の具体的事例について」も参照してください。

以 上